

地方独立行政法人下関市立市民病院職員給与規程

平成24年4月1日

規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人下関市立市民病院職員就業規則（平成24年規程第6号。以下「就業規則」という。）に基づき、職員（有期雇用職員及び再雇用職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに役職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、当直手当、役職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、医師貢献手当、業績手当、専門看護手当、専門薬剤師手当及び園長手当とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 給与の減額を行う場合並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、初任給調整手当及び特殊勤務手当（夜間看護等手当を除く。以下この条において同じ。）の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1暦年に係る勤務時間（その年の総日数から地方独立行政法人下関市立市民病院職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成24年規程第8号。以下「勤務時間等規程」という。）に規定する週休日並びに休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、理事長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び理事長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の月額は算入しないものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が正規の勤務時間中勤務しないことにつき理事長の承認があった場合でも、事情によっては理事長が定める基準により、給与額を減額することができる。

3 前2項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときにこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数）の合計によるもの

とし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(控除)

第6条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、次に掲げるものは、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と使用者との書面による協定（以下「労使協定」という。）に基づき毎月支給する給与から控除することができる。

- (1) 医師住宅及び附属駐車場の使用料
- (2) 職員で構成する互助会等の会費
- (3) 団体特別契約に基づく各種保険料
- (4) 職員団体及び労働組合の組合費
- (5) 職員の福利厚生を目的とする会等の諸費で特に理事長の認めるもの
- (6) その他労使協定に基づき決定した控除金

2 給与は、労使協定に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、当直手当、役職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、医師貢献手当、業績手当、専門看護手当、専門薬剤師手当及び園長手当を除いた額とする。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表（一）（別表第1）
- (2) 医療職給料表（二）（別表第2）
- (3) 医療職給料表（三）（別表第3）
- (4) 事務職給料表（別表第4）
- (5) 福祉職給料表（別表第5）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第6に定める級別標準職務表のとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

2 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

- 第10条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。ただし、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮することができる。
- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給する。
 - 3 非常災害等により物理的に支給が不可能な場合など、特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、その月内において支給日を変更し、又は2回以上に分割して支給することができる。

(基本給の支給)

- 第11条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(給料の日割計算)

- 第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合
 - (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年下関市条例第40号）に基づき下関市から派遣され、又は派遣後下関市に復帰した場合
 - (4) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
 - (5) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
 - (6) 自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により復職した場合

(役職手当)

- 第13条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。
- 2 役職手当を支給する職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

-
- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける者 別表第7に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる役職手当の額
 - (2) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者 別表第8に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる役職手当の額
 - 3 前項第1号に規定する職員（院長を除く。）に支給する役職手当は、時間外労働10時間分を含むものとし、前項第2号に規定する職員のうち、師長及び技師長の職にある者は時間外労働7時間分を含むものとする。
 - 4 第2項第2号に規定する職員の職にある者には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。ただし、別表第8に掲げる師長及び技師長（5級）の職にある者は除く。

（初任給調整手当）

第13条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を資格免許取得の経過期間に応じて初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額10,000円
- (2) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額15,000円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて、支給する。
- 4 初任給調整手当の支給期間及び支給額については、別表9に定めるとおりとする。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに、15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

（扶養手当の届出）

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
 - (2) 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

-
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額（家賃の月額が13,000円未満のときは、1,000円）
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号及び第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、理事長が別に定める額とする。
 - 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる当該職員の自動車等を使用する片道の距離及び交通の用具の区分に応じた別表第10に定める額とする。
 - (1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通の用具
 - (2) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
 - 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
 - 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
 - 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1ヶ月）をいう。
 - 7 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第18条 採用に伴う赴任のため住居を移転し、父母の疾病その他理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該赴任の直前の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第19条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程（平成24年規程第19号）で定める。

（時間外勤務手当）

第20条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第21条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項の休日は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に規定する休日にあつて、当該休日に代わる日として第2号に規定する休日を指定した場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間等規程第7条に規定する休日（勤務時間等規程第3条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつて、当該休日が同規程第3条及び第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の直後の正規の勤務日）

(2) 勤務時間等規程第8条第1項の規定により代休日を指定されて、同規程第7条に規定する休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日（以下「休日の代休日」という。）

（夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

（当直手当）

第23条 当直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を当直手当として支給する。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける者 別表11に掲げる当直手当の額

(2) 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の適用を受ける者 別表第12に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる当直手当の額

(3) 福祉職給料表の適用を受ける者 別表13に掲げる当直手当の額

2 12月29日から12月31日まで及び1月1日から1月3日までの間に当直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前提に規定する額に加算する。

(1) 12月31日及び1月1日の当直勤務者については、5,000円。ただし、半当直勤務の場合にあつては、2,500円とする。

(2) 12月29日、12月30日、1月2日及び1月3日の当直勤務者については、4,500円。ただし、半当直勤務の場合にあつては、2,250円とする。

3 前2項の勤務は、第20条、第21条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

（役職員特別勤務手当）

第24条 第13条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は国民の休日に関する法律に規定する休日若しくは休日の代休日に勤務した場合は、当該職員には、役職員特別勤務手当を支給する。ただし、別表第8に掲げる師長及び技師長（5級）の職にある者は除く。

2 役職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲において

別表第14に掲げるとおりとする。ただし、前項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

- 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の額その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人下関市立市民病院職員期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成24年規程第21号。以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める。

(医師貢献手当)

第26条 医師貢献手当は、理事長が定める基準日に在職する医療職給料表（一）の適用を受ける職員（理事長が定める職員を除く。）について、その職員の人事評価に応じて支給する。

- 2 医師貢献手当の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(業績手当)

第27条 業績手当は、法人の業績が特に良好と認められる場合に、理事長が定める基準日に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対し支給する。

- 2 業績手当の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(専門看護手当)

第28条 専門看護手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

(1) 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者

(2) 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師又は助産師である者

- 2 前項の手当の額は、専門看護師については10,000円、認定看護師については6,000円とする。
- 3 専門看護手当は、月の初日に職員が第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、専門看護手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(専門薬剤師手当)

第28条の2 専門薬剤師手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

(1) 理事長が指定する認定薬剤師として認定されている者（薬剤部長及び副薬剤部長を除く。）

(2) 認定薬剤師として認定されている分野の薬剤業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる者

- 2 前項の手当の額は、6,000円とする。
- 3 専門薬剤師手当は、月の初日に職員が第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、専門薬剤師手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(園長手当)

第28条の3 園長手当は、にこにこ保育園の園長として管理又は監督をする地位にある職員に対して、月額10,000円を支給する。

(手当の支給方法)

第29条 役職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当(月額に限る。)、専門看護手当、専門薬剤師手当及び園長手当は、当月分を当月に支給する。

- 2 特殊勤務手当(月額以外のもの)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、当直手当及び役職職員特別勤務手当は、当月分を翌月に支給する。
- 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
- 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第10条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給することができる。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が次の各号のいずれかに該当して休職にされたとき(次項の場合を除く。)は、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

(1) 就業規則第15条第1項第3号に該当する場合

(2) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務

と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成17年下関市条例第41号)第2条第1項の規定により派遣される場合を除く。)

(3) 法令の規定により、地方公共団体が必要な援助又は配慮をすることとされ

ている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、市長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合

- 6 職員が、就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされた場合において、その原因である災害が、業務上の災害であると認められたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができる。
- 7 就業規則第15条第1項に掲げる事由に該当して休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で、第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。
- 10 就業規則第15条第1項第5号に規定する職員は、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第31条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第32条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

- 2 平成24年4月1日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定の適用を受けた職員（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
医療職給料表（一）	医療職給料表（一）
行政職給料表	医療職給料表（二） 医療職給料表（三） 事務職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。ただし、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員については、別表第5によって給料表の職務の級及び号給を決定する。
- 4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの下関市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 5 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。
- 6 施行日前に下関市において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。
- 7 平成24年4月に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の額の算定に当たっては、平成24年3月の下関市職員としての勤務実

績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

(派遣等職員の給与)

- 8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、下関市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（平成17年下関市条例第58号）その他下関市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

(経過措置)

- 9 法人移行職員のうち、附則第2項から前項までの規程の適用によりその者の受ける平成24年4月1日における給料月額が、平成18年3月31日又は平成23年3月31日における給料月額（下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年下関市条例第54号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。）のいずれか高い額より低いときは、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成24年5月17日一部改正）

この規程は、平成24年5月17日から施行する。

附 則（平成24年9月20日一部改正）

この規程は、平成24年9月20日から施行する。

附 則（平成25年3月1日一部改正）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月21日一部改正）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月23日一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年7月20日一部改正）

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成29年11月22日一部改正）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月28日一部改正）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月28日一部改正）

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4年11月17日一部改正）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6年6月20日一部改正）

この規程は、令和6年6月20日から施行し、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月13日一部改正）

- 1 この規程は、令和7年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

別表第1（第8条関係）

医療職給料表（一）

職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	237,700	323,400	390,600	467,100	563,600
2	240,200	326,500	393,500	469,400	566,700
3	242,700	329,600	396,400	471,700	569,800
4	245,200	332,700	399,300	474,000	572,900
5	247,600	335,600	402,000	476,300	575,900
6	251,400	338,900	404,800	478,500	578,300
7	255,200	342,200	407,600	480,700	580,700
8	259,000	345,500	410,400	482,900	583,100
9	262,600	348,600	413,000	485,200	585,400
10	266,600	351,800	415,700	487,300	586,900
11	270,600	355,000	418,400	489,400	588,400
12	274,600	358,200	421,100	491,500	589,900
13	278,500	361,300	423,600	493,600	591,400
14	282,500	365,000	426,100	495,700	592,500
15	286,500	368,700	428,600	497,800	593,600
16	290,500	372,400	431,100	499,900	594,700
17	294,300	376,000	433,400	502,000	595,900
18	297,900	378,800	435,800	504,000	596,900
19	301,500	381,600	438,200	506,000	597,900
20	305,100	384,400	440,600	508,000	598,900
21	308,800	387,300	442,900	509,800	599,900
22	312,600	389,900	445,300	511,700	
23	316,300	392,500	447,700	513,600	
24	320,000	395,100	450,100	515,500	
25	323,600	397,500	452,400	517,200	
26	326,500	399,800	454,700	519,000	
27	329,300	402,100	457,000	520,800	
28	332,100	404,400	459,300	522,600	
29	335,000	406,800	461,500	524,500	
30	337,400	408,900	463,800	526,300	
31	339,800	411,000	466,100	528,100	
32	342,200	413,100	468,400	529,900	
33	344,600	415,300	470,500	531,700	
34	347,100	417,300	472,600	533,500	

35	349,600	419,300	474,700	535,300	
36	352,100	421,300	476,800	537,100	
37	354,500	423,400	478,900	538,800	
38	356,900	425,400	480,700	540,400	
39	359,300	427,400	482,500	542,000	
40	361,700	429,400	484,300	543,600	
41	364,000	431,500	486,000	545,200	
42	365,500	433,300	487,800	546,600	
43	367,000	435,100	489,600	548,000	
44	368,500	436,900	491,400	549,400	
45	370,100	438,800	493,000	550,600	
46	371,600	440,600	494,800	551,600	
47	373,100	442,400	496,600	552,600	
48	374,600	444,200	498,400	553,600	
49	375,900	446,100	500,000	554,700	
50	376,900	447,900	501,300	555,600	
51	377,900	449,700	502,600	556,500	
52	378,900	451,500	503,900	557,400	
53	380,000	453,400	505,200	558,300	
54	380,900	454,600	506,500	559,200	
55	381,800	455,800	507,800	560,100	
56	382,700	457,000	509,100	561,000	
57	383,700	458,200	510,400	561,900	
58	384,600	459,200	511,700	562,800	
59	385,500	460,200	513,000	563,700	
60	386,400	461,200	514,300	564,600	
61	387,300	462,100	515,600	565,500	
62	387,800	462,800	516,900	566,400	
63	388,300	463,500	518,200	567,300	
64	388,800	464,200	519,500	568,200	
65	389,100	464,900	520,800	569,100	
66		465,600	522,100		
67		466,300	523,400		
68		467,000	524,700		
69		467,500	526,000		
70		468,200	527,300		
71		468,900	528,600		
72		469,600	529,900		
73		470,100	531,200		
74		470,800	532,500		

75		471,500	533,800		
76		472,200	535,100		
77		472,700	536,400		
78		473,300	537,700		
79		473,900	539,000		
80		474,500	540,300		
81		475,100	541,600		
82		475,700	542,900		
83		476,300	544,200		
84		476,900	545,500		
85		477,400	546,800		
86		478,000	548,100		
87		478,600	549,400		
88		479,200	550,700		
89		479,700	552,000		
90		480,300	553,300		
91		480,900	554,600		
92		481,500	555,900		
93		482,000	557,200		
94		482,600	558,500		
95		483,200	559,800		
96		483,800	561,100		
97		484,300	562,400		
98			563,700		
99			565,000		
100			566,300		
101			567,600		
102			568,900		
103			570,200		
104			571,500		
105			572,800		
106			574,100		
107			575,400		
108			576,700		
109			578,000		
110			579,300		
111			580,600		
112			581,900		
113			583,200		
114			584,500		

115			585,800		
116			587,100		
117			588,400		
118			589,700		
119			591,000		
120			592,300		
121			593,600		
122			594,900		
123			596,200		
124			597,500		
125			598,800		
126			600,100		
127			601,400		
128			602,700		
129			604,000		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第2（第8条関係）

医療職給料表（二）

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	140,300	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
2	141,700	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
3	143,100	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
4	144,500	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
5	145,700	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
6	147,500	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
7	149,200	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
8	150,900	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
9	152,600	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
10	154,300	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
11	156,000	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
12	157,800	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
13	159,300	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
14	161,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
15	163,200	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
16	165,100	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
17	167,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
18	169,800	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
19	172,600	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
20	175,400	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
21	178,200	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
22	179,800	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
23	181,400	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
24	183,000	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
25	184,500	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
26	186,100	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
27	187,700	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
28	189,300	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
29	190,900	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
30	192,600	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
31	194,300	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
32	196,000	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
33	197,600	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
34	199,200	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300

35	200,800	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
36	202,400	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
37	204,000	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
38	205,700	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
39	207,400	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
40	209,100	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
41	210,600	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
42	212,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
43	213,800	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
44	215,400	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
45	217,000	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
46	218,600	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
47	220,200	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
48	221,800	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
49	223,400	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
50	225,100	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
51	226,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
52	228,500	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
53	230,100	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
54	231,700	301,100	330,600	374,900	412,200	
55	233,200	302,600	331,700	375,800	412,900	
56	234,800	304,100	332,800	376,700	413,600	
57	236,400	305,500	333,600	377,500	414,200	
58	238,000	306,800	334,600	378,300	414,900	
59	239,600	308,100	335,600	379,100	415,600	
60	241,200	309,500	336,600	379,900	416,300	
61	242,700	310,800	337,400	380,500	416,800	
62	244,200	312,100	338,100	381,200	417,400	
63	245,700	313,400	338,800	381,900	418,100	
64	247,200	314,700	339,500	382,600	418,800	
65	248,600	316,100	340,200	383,200	419,300	
66	249,925	316,900	340,900	383,900		
67	250,850	317,700	341,600	384,600		
68	251,775	318,500	342,300	385,300		
69	252,700	319,400	343,000	385,800		
70	253,350	320,200	343,600	386,400		
71	254,000	321,000	344,200	387,000		
72	254,650	321,800	344,800	387,600		
73	255,300	322,600	345,300	388,300		
74	255,875	323,200	345,900	388,900		

75	256,450	323,800	346,500	389,500		
76	257,025	324,400	347,100	390,100		
77	257,600	325,100	347,600	390,800		
78	258,150	325,600	348,100	391,400		
79	258,700	326,100	348,600	392,000		
80	259,250	326,600	349,100	392,600		
81	259,800	327,200	349,500	393,300		
82	260,300	327,700	349,900	393,900		
83	260,800	328,200	350,300	394,500		
84	261,300	328,700	350,700	395,100		
85	261,800	329,300	351,200	395,800		
86	262,250	329,700	351,600	395,950		
87	262,700	330,000	352,000	396,100		
88	263,150	330,400	352,400	396,250		
89	263,600	330,900	352,900	396,400		
90	264,000	331,300	353,300	396,550		
91	264,400	331,700	353,700	396,700		
92	264,800	332,100	354,100	396,850		
93	265,200	332,600	354,600	397,000		
94	265,575	332,900	355,000	397,150		
95	265,950	333,300	355,400	397,300		
96	266,325	333,700	355,800	397,450		
97	266,700	333,900	356,300	397,600		
98	267,050	334,300	356,700	397,750		
99	267,400	334,700	357,100	397,900		
100	267,750	335,100	357,500	398,050		
101	268,100	335,300	358,000	398,200		
102	268,425	335,700	358,400	398,350		
103	268,750	336,100	358,800	398,500		
104	269,075	336,500	359,200	398,650		
105	269,400	336,700	359,700	398,800		
106	269,700	337,100		398,950		
107	270,000	337,500		399,100		
108	270,300	337,900		399,250		
109	270,600	338,100		399,400		
110	270,850	338,500		399,550		
111	271,100	338,900		399,700		
112	271,350	339,300		399,850		
113	271,600	339,500		400,000		
114	271,850					

115	272,100					
116	272,350					
117	272,600					
118	272,825					
119	273,050					
120	273,275					
121	273,500					
122	273,700					
123	273,900					
124	274,100					
125	274,300					
126	274,475					
127	274,650					
128	274,825					
129	275,000					
130	275,175					
131	275,350					
132	275,525					
133	275,700					
134	275,850					
135	276,000					
136	276,150					
137	276,300					
138	276,450					
139	276,600					
140	276,750					
141	276,900					
142	277,025					
143	277,150					
144	277,275					
145	277,400					
146	277,525					
147	277,650					
148	277,775					
149	277,900					
150	278,000					
151	278,100					
152	278,200					
153	278,300					

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床心理士、公認心理師及び

救急救命士に適用する。

別表第3 (第8条関係)

医療職給料表 (三)

職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800

35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		

75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,250	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,000	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	267,750	302,000	340,100	364,600	394,800		
81	268,500	302,900	341,200	365,300	395,300		
82	269,025	304,100	342,300	365,900	395,900		
83	269,550	305,300	343,400	366,500	396,500		
84	270,075	306,600	344,500	367,100	397,100		
85	270,600	307,700	345,600	367,800	397,600		
86	271,050	308,900	346,600	368,400	398,200		
87	271,500	310,100	347,600	369,000	398,800		
88	271,950	311,300	348,600	369,600	399,400		
89	272,400	312,600	349,700	370,100	399,800		
90	272,825	313,800	350,500	370,700	400,400		
91	273,250	315,000	351,300	371,300	401,000		
92	273,675	316,200	352,100	371,900	401,600		
93	274,100	317,400	352,900	372,400	402,100		
94	274,500	318,025	353,600	372,900			
95	274,900	318,550	354,300	373,400			
96	275,300	319,075	355,000	373,900			
97	275,700	319,600	355,500	374,500			
98	276,050	320,075	356,000	375,000			
99	276,400	320,550	356,500	375,500			
100	276,750	321,025	357,000	376,000			
101	277,100	321,500	357,600	376,600			
102	277,425	321,900	358,100	377,100			
103	277,750	322,300	358,600	377,600			
104	278,075	322,700	359,100	378,100			
105	278,400	323,100	359,700	378,700			
106	278,700	323,475	360,200	379,200			
107	279,000	323,850	360,700	379,700			
108	279,300	324,225	361,200	380,200			
109	279,600	324,600	361,700	380,800			
110	279,875	324,900	362,200	381,300			
111	280,150	325,200	362,700	381,800			
112	280,425	325,500	363,200	382,300			
113	280,700	325,800	363,700	382,900			
114	280,950	326,075	364,200	383,050			

115	281,200	326,350	364,700	383,200			
116	281,450	326,625	365,100	383,350			
117	281,700	326,900	365,500	383,500			
118	281,950	327,150	366,000	383,650			
119	282,200	327,400	366,500	383,800			
120	282,450	327,650	367,000	383,950			
121	282,700	327,900	367,400	384,100			
122	282,900	328,125	367,900	384,250			
123	283,100	328,350	368,400	384,400			
124	283,300	328,575	368,900	384,550			
125	283,500	328,800	369,300	384,700			
126	283,700	328,975		384,850			
127	283,900	329,150		385,000			
128	284,100	329,325		385,150			
129	284,300	329,500		385,300			
130	284,475	329,675		385,450			
131	284,650	329,850		385,600			
132	284,825	330,025		385,750			
133	285,000	330,200		385,900			
134	285,175	330,350		386,050			
135	285,350	330,500		386,200			
136	285,525	330,650		386,350			
137	285,700	330,800		386,500			
138	285,850	330,925		386,650			
139	286,000	331,050		386,800			
140	286,150	331,175		386,950			
141	286,300	331,300		387,100			
142	286,425	331,400		387,250			
143	286,550	331,500		387,400			
144	286,675	331,600		387,550			
145	286,800	331,700		387,700			
146	286,950	331,800		387,850			
147	287,100	331,900		388,000			
148	287,250	332,000		388,150			
149	287,400	332,100		388,300			
150	287,500	332,200		388,450			
151	287,600	332,300		388,600			
152	287,700	332,400		388,750			
153	287,800	332,500		388,900			
154	287,900			389,050			

155	288,000			389,200			
156	288,100			389,350			
157	288,200			389,500			
158	288,300			389,650			
159	288,400			389,800			
160	288,500			389,950			
161	288,600						
162	288,700						
163	288,800						
164	288,900						
165	289,000						
166	289,100						
167	289,200						
168	289,300						
169	289,400						

備考 この表は、看護師、助産師及び准看護師に適用する。

別表第4（第8条関係）

事務職給料表

職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200

32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		

68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					

104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						

備考 この表は、平成24年4月1日以降に新たに採用される他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第8条関係）

福祉職給料表

職務の 級 号給	1級	2級	3級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	151,000	204,600	271,400
2	152,200	205,550	272,500
3	153,200	206,500	273,600
4	154,700	207,450	274,700
5	156,100	208,400	275,800
6	157,500	209,350	276,900
7	158,800	210,300	278,000
8	160,200	211,250	279,100
9	161,600	212,200	280,200
10	162,350	213,150	281,350
11	163,100	214,100	282,500
12	163,850	215,050	283,650
13	164,600	216,000	284,800
14	165,350	216,950	285,950
15	166,100	217,900	287,100
16	166,850	218,850	288,150
17	167,600	219,800	289,200
18	168,350	220,750	290,350
19	169,100	221,700	291,500
20	169,900	222,650	292,650
21	170,700	223,600	293,800
22	171,600	224,550	294,950
23	172,500	225,500	296,100
24	173,350	226,450	297,150
25	174,200	227,400	298,200
26	175,050	228,350	299,350
27	175,900	229,300	300,500
28	176,700	230,250	301,650
29	177,500	231,200	302,800
30	178,350	232,150	303,950
31	179,200	233,100	305,100
32	180,050	234,050	306,200
33	180,900	235,000	307,300
34	181,750	235,950	308,450

35	182,600	236,900	309,600
36	183,400	237,850	310,750
37	184,200	238,800	311,900
38	185,100	239,750	313,050
39	186,000	240,700	314,200
40	186,900	241,650	315,300
41	187,800	242,600	316,400
42	188,700	243,550	317,500
43	189,600	244,500	318,600
44	190,500	245,450	319,700
45	191,400	246,400	320,800
46	192,150	247,100	321,900
47	192,900	248,050	323,000
48	193,650	249,000	324,100
49	194,400	249,950	325,200
50	195,150	250,900	326,250
51	195,900	251,850	327,300
52	196,650	252,800	328,350
53	197,400	253,600	329,400
54	198,050	254,400	330,400
55	198,700	255,350	331,400
56	199,350	256,200	332,450
57	200,000	257,100	333,500
58	200,650	258,000	334,550
59	201,300	258,950	335,600
60	202,000	259,900	336,650
61	202,700	260,650	337,700
62	204,000	261,400	338,750
63	205,300	262,300	339,800
64	206,600	263,200	340,750
65	207,900	264,100	341,700
66	209,200	265,000	342,700
67	210,500	265,850	343,700
68	211,800	266,700	344,700
69	213,100	267,500	345,700
70	213,850	268,300	346,700
71	214,600	269,250	347,700
72	215,350	270,200	348,550
73	216,100	271,150	349,400
74	216,850	272,100	350,350

75	217,600	273,050	351,300
76	218,400	274,000	352,250
77	219,200	274,900	354,150
78	220,000	275,800	355,100
79	220,800	276,750	356,050
80	221,600	277,700	357,000
81	222,400	278,650	357,900
82	223,200	279,600	358,800
83	224,000	280,550	359,700
84	224,800	281,500	360,600
85	225,600	282,350	361,450
86	226,450	283,200	362,300
87	227,300	284,100	363,250
88	228,150	285,000	364,200
89	229,000	285,900	364,900
90	229,850	286,800	365,600
91	230,700	287,700	366,350
92	231,400	288,600	367,100
93	232,100	289,550	367,850
94	233,000	290,500	368,600
95	233,900	291,400	369,150
96	234,800	292,300	369,700
97	235,700	293,200	370,250
98	236,600	294,100	370,800
99	237,500	295,000	371,350
100	238,300	295,900	371,900
101	239,100	296,750	372,450
102	240,050	297,600	373,000
103	241,000	298,450	373,500
104	241,950	299,300	
105	242,900	300,150	
106	243,850	301,000	
107	244,800	301,850	
108	245,600	302,700	
109	246,400	303,550	
110	247,300	304,400	
111	248,200	305,200	
112	249,050	306,000	
113	249,900	306,800	
114	250,800	307,600	

115	251,700	308,400	
116	252,550	309,200	
117	253,400	310,050	
118	254,250	310,900	
119	255,100	311,700	
120	255,950	312,500	
121	256,800	313,300	
122	257,650	314,100	
123	258,500	314,900	
124	259,300	315,700	
125	260,100	316,500	
126	261,050	317,300	
127	262,000	318,100	
128	262,950	318,900	
129	263,900	319,700	
130	264,800	320,500	
131	265,700	321,300	
132	266,550	322,100	
133	267,400	322,750	
134	268,250	323,400	
135	269,100	324,000	
136	269,950	324,600	
137	270,800	325,200	
138	271,650	325,800	
139	272,500	326,400	
140	273,350	327,000	
141	274,200	327,550	
142	275,050	328,100	
143	275,900	328,600	
144	276,750	329,100	
145	277,600	329,550	
146	278,450	330,000	
147	279,300	330,500	
148	280,100	331,000	
149	280,900	331,450	
150	281,700		
151	282,500		
152	283,300		
153	284,100		

備考 この表は、保育士及びナースエイドに適用する。

別表第6（第8条関係）

級別標準職務表

ア 医療職（一）

級	職
1級	医師、歯科医師
2級	高度の知識経験が必要と認められる医師又は歯科医師
3級	部長、センター長又は医長若しくはこれに相当する職
4級	副院長、統括部長
5級	院長、4級の項に掲げる職で特に認めるもの

備考 理事長が特に必要と認めたときは、1級上位とすることができる。

イ 医療職（二）

級	職
1級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床心理士、公認心理士及び救急救命士
2級	副主任
3級	主任
4級	副薬剤部長、副技師長、主査、主任のうち特に認めるもの
5級	薬剤部長、技師長
6級	薬剤部長、技師長のうち特に認めるもの

備考 理事長が特に必要と認めたときは、1級上位とすることができる。

ウ 医療職（三）

級	職
1級	准看護師
2級	看護師、助産師、
3級	副主任、上級准看護師
4級	副師長、主任看護師、主任助産師
5級	師長
6級	副看護部長
7級	看護部長

備考 理事長が特に必要と認めたときは、1級上位とすることができる。

エ 事務職

級	職
1級	主事、技師、主事補、技師補、医療ソーシャルワーカー、医師事務作業補助者、診療情報管理士
2級	主任主事、主任技師、副主任
3級	班長、主任

4級	グループ長補佐、主査、室長（地域連携部、ドクターズクラーク室に限る）、班長、主任で特に認めるもの
5級	グループ長補佐、主査、室長（地域連携部、ドクターズクラーク室に限る）で特に認めるもの
6級	グループ長、主幹
7級	副部長
8級	事務部長

備考 理事長が特に必要と認めたときは、1級上位とすることができる。

オ 福祉職

級	職
1級	保育士、ナースエイド
2級	園長、主任保育士
3級	園長で特に認めるもの

備考 理事長が特に必要と認めたときは、1級上位とすることができる。

別表第7（第13条関係）

役職手当額表

医療職給料表（一）の適用を受ける者

職	役職手当の額
院長	130,000円
副院長	115,000円
部長	100,000円
センター長、医長（相当職を含む。）	80,000円

別表第8（第13条関係）

医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者

職	役職手当の額
事務部長	83,000円
看護部長、薬剤部長（6級）、技師長（6級）、事務部副部長	69,000円
副看護部長、薬剤部長（5級）、グループ長、主幹	59,000円
師長、技師長（5級）	25,000円

別表第9（第13条の2関係）

職員の区分	第1号職員	第2号職員
期間の区分		
1年未満	10,000円	15,000円
1年以上2年未満	9,000円	13,000円
2年以上3年未満	8,000円	12,000円
3年以上4年未満	7,000円	11,000円
4年以上5年未満	6,000円	10,000円

5年以上6年未満	5,000円	9,000円
6年以上7年未満	4,000円	8,000円
7年以上8年未満	3,000円	6,000円
8年以上9年未満	2,000円	4,000円
9年以上10年未満	1,000円	2,000円

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、資格免許取得の経過年数を示す。
- この表において「1号職員」とは、第13条の第1項第1号の職を占める職員を、「第2号職員」とは、同項第2号の職を占める職員をいう。

別表第10（第17条関係）

通勤手当額表

区分	第17条第3項第1号に掲げる交通の用具	第17条第3項第2号に掲げる交通の用具
4km未満	2,000円	2,000円
4km以上6km未満	3,800円	2,800円
6km以上10km未満	5,400円	4,500円
10km以上14km未満	7,600円	5,700円
14km以上18km未満	9,800円	6,900円
18km以上22km未満	12,000円	8,100円
22km以上26km未満	14,200円	9,300円
26km以上30km未満	16,400円	10,500円
30km以上34km未満	18,600円	11,700円
34km以上38km未満	20,800円	12,900円
38km以上42km未満	23,000円	14,100円
42km以上46km未満	25,100円	15,300円
46km以上50km未満	27,200円	16,500円
50km以上54km未満	29,300円	17,700円
54km以上58km未満	31,400円	
58km以上62km未満	33,500円	
62km以上	35,600円	

備考

- 第17条第3項第1号に掲げる交通の用具と同条第3項第2号に掲げる交通の用具とを併せて使用する場合は、これらの交通の用具を使用する片道の距離を合算した距離を自動車等を使用する片道の距離とし、これらの交通の用具のうちその使用する片道の距離のいずれか長いものを交通の用具の区分とする。
- 第17条第3項第1号に掲げる交通の用具のうち、四輪自動車を使用して下関市立市民病院に通勤する者であって、院内の駐車場に駐車しない職員については、自動車等を使用する片道の距離に対応する額に4,000円（その距離が4キロメートル未満の区分に該当する場合には、3,000円）を加算した額とする。

別表第11（第23条関係）

当直手当額表

医療職給料表（一）の適用を受ける者

救急当番日	救急当番日以外の日
50,000 円	30,000 円

備考 救急当番日とは、下関市が実施する下関市二次病院群輪番制病院運営事業により当番日に割り当てられた日をいう。

別表第12（第23条関係）

医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の適用を受ける者

職	救急当番日	救急当番日以外の日
技師長、師長	22,000 円	17,000 円
技師長、師長以外の職員	20,000 円	15,000 円

別表第13（第23条関係）

福祉職給料表の適用を受ける者

職	支給額
園長、主任保育士、保育士	15,000 円

別表第14（第24条関係）

役職員特別勤務手当額表

職	支給額
院長、事務部長	12,000 円
副院長、統括部長、看護部長、薬剤部長（6級）、技師長（6級）、事務部副部長	10,000 円
部長、センター長、医長（相当職を含む。）、副看護部長、薬剤部長（5級）、グループ長、主幹	8,000 円
医師（2級）、歯科医師（2級）	6,000 円